

「知的財産立国」の早期実現 ～「知的財産推進計画2005」の策定に当たっての提言～

知的財産立国の実現は、わが国の命運を左右する重要な国家戦略である。

一 昨年 of 知的財産基本法の施行以来、2 度にわたり知的財産推進計画が策定され、その実施により、経済の活性化と魅力ある日本の実現に大きな成果を挙げてきた。

日本のアニメや食、ファッションといった知的財産は、世界の注目の的となり、日本の魅力を高めている。また、企業も技術を中心とした国際競争にさらされており、知的財産を核とした経営戦略を強化している。今こそ、世界に冠たる知的財産立国の実現を目指し、国民やユーザーの声に真摯に耳を傾け、大胆、迅速に改革を進めていくことが必要である。また、本年4月に発足した知的財産高等裁判所については、期待された役割が十分に機能しているかどうかを不断に検証していくことが必要である。

このため、自由民主党知財合同会議は、以下を提言する。

1. 文化創造国家に向けた改革

(1) 政府は、文化創造国家に向けて、コンテンツビジネスや食、地域ブランド、ファッションなどのライフスタイルについて積極的に取り組み、観光や外交とも連携しながら、日本の魅力を戦略的に発信することにより、新しい時代にふさわしい日本ブランドを確立する。

ライブエンターテインメントについても、集客面から観光振興や地域の活性化につながることから、政府は、観光との連携、関連施設の集積化など民間主体の取組みを支援する。

(2) デジタル技術の発展とブロードバンドの普及を背景に、放送と通信の融合が問題提起されるなど、コンテンツの流通分野で業態間の垣根を越えたビジネスチャンスが拡大している。このため、政府は、インターネットにおけるコンテンツ流通の拡大のため、その障害となりうる問題点を明らかにし、必要な措置を速やかに講ずる。また、放送、映画等の既存の流通部門の構造改革を進めるとともに、契約慣行の改善など業界の近代化、合理化を支援する。さらに、本年設立された映像産業振興機構による人材育

成、制作助成、起業支援など民間主体の活動を支援する。

2. 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

(1) 海外の模倣品・海賊版は今や世界中に拡散し、世界の産業や消費者に深刻な被害を与えているだけでなく、テロリストや犯罪組織の資金源にもなっている。このため、政府は、模倣品・海賊版の拡散防止や犯罪収益の没収などを核とする模倣品・海賊版拡散防止条約の締結を率先して提唱し、諸外国と連携して、その実現を目指す。

(2) インターネット・オークション等での模倣品・海賊版の流通は増加の一途をたどっており、善良な消費者への被害や製品の安全性が問題になるなど、事態は深刻化している。このため、政府は、インターネット・オークションでの模倣品・海賊版の撲滅に向け、法制度など被害防止策を強化する。

また、インターネットにおける権利侵害者の特定などについて技術的対策を強化する。

3. 技術流出の防止

わが国の企業が毎年特許出願している30万件以上の技術は、出願公開制度を通じて、アジア諸国などに流出している実態がある。政府は、このような技術流出を防止するとともに、企業が自社が先に開発した技術を利用することができるよう、海外の取組みを参考にしながら、法制度を整備する。併せて、アジア諸国などに対しても、同様の法制度の整備を働きかける。

4. 世界特許の実現

経済のグローバル化に伴い、特許の国際出願が増大しているが、各国ごとの出願は出願人にとって大きな負担となっている。また、各国の特許庁も重複的な審査を行うため、審査の滞留を招いている。このような状況を打開するためには世界特許の実現が望ましいが、まずは、その実現に向けて、具体的な第一歩を進めるべきである。

このため、政府は、わが国の特許審査の順番待ちがなくなるまでの間、米・欧特許庁で特許化された出願について、わが国の特許庁が補充審査だけで特許を認めることができるように制度を

改正する。

また、並行して、米・欧特許庁に対しても、同様の制度を整備するよう働きかける。

5. 中小・ベンチャー企業の知的財産保護

(1) 中小・ベンチャー企業の権利取得を支援するため、政府は、特許料等の費用負担を軽減し、特許手続を簡素化・迅速化する。

(2) 中小・ベンチャー企業が開発した技術が大企業や外国企業が盗用・模倣するなど、大企業等による中小・ベンチャー企業いじめが指摘されている。このため、政府は、事態の解決に向けて、中小・ベンチャー企業からの相談対応や独占禁止法による取り締まりなど対策を抜本的に強化する。

6. 知財人材育成の総合戦略の実施

今後、各界において、高度なスキルを持ち、国際的に通用する知財人材のニーズが飛躍的に高まることが見込まれる。政府は、これらの人材を今後10年間で質量ともに倍増させるための具体的な総合戦略を策定し、強力に実施する。また、知財人材の育成に当たり、法科大学院を積極的に活用し、初等・中等教育における知財教育を充実させる。

7. 知的財産権の侵害に対する刑罰の強化

政府は、知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、知的財産権の侵害に対する刑罰を財物の窃盗と同様10年とするよう、関連法律を改正する。

平成17年5月27日

自由民主党

政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会

司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会

知的財産制度に関する議員連盟